

南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例

平成 20 年 3 月 31 日

条例第 2 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
第 2 章 サービス
第 1 節 有線テレビジョン放送(第 7 条—第 10 条)
第 2 節 インターネット接続サービス(第 11 条・第 12 条)
第 3 章 加入及び解約(第 13 条・第 14 条)
第 4 章 加入分担金、利用料及び減免
第 1 節 加入分担金(第 15 条—第 17 条)
第 2 節 利用料(第 18 条・第 19 条)
第 3 節 減免(第 20 条)
第 5 章 費用負担(第 21 条・第 22 条)
第 6 章 加入者等の責務(第 23 条—第 26 条)
第 7 章 利用の停止等(第 27 条—第 30 条)
第 8 章 指定管理者による管理(第 31 条・第 32 条)
第 9 章 委任(第 33 条)
附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が保有する地域情報通信ネットワーク施設を通じた情報サービスの提供により、都市間及び市内地域間の情報格差のない高度情報通信社会の構築及び広報広聴活動の充実を通じて市民との協働のまちづくりを推進し市民福祉に寄与するため、その運用に関し必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第 2 条 この施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南丹市地域情報通信ネットワーク施設
- (2) 位置 南丹市園部町小桜町 62 番地 1 他

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域情報通信ネットワーク施設(以下「ネットワーク施設」という。) 市内全域に情報通信のネットワークを形成するための南丹市情報センター建物及び建物に附属する機器(以下「センター施設」という。)及び送信施設をいう。
- (2) 南丹市情報センター(以下「センター」という。) ネットワークを通じて、有線テレビジ

ョン放送(以下「CATV」という。)及びインターネット接続サービス(以下「インターネットサービス」という。)を行う組織及びその施設をいう。

- (3) 送信施設 センター施設から光同軸ハイブリッド伝送方式(以下「HFC方式」という。)による保安器及び光ファイバー伝送方式(以下「FTTH方式」という。)による光端末回線装置(以下「ONU」といい、CATV にあつては「V—ONU」、インターネット接続サービスにあつては「D—ONU」をいう。)までの送信上必要な伝送路及びサブセンター等の施設をいう。
- (4) 受信施設 保安器又は ONU からテレビ受像機又はパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)までの受信上必要な施設で、保安器又は ONU を除いたものをいう。
- (5) CATV ネットワーク施設を使って、テレビジョン放送及び FM ラジオ放送の再送信及び自主制作番組の送信を行うサービスをいう。
- (6) インターネットサービス ネットワーク施設を使ってインターネットに接続するサービスをいう。
- (7) 加入者 CATV 又は CATV とインターネットサービスの加入申込みをし、市長の承認を得た者をいい、サービスの休止状態にあつて、利用料の支払い義務がない者を含む。
- (8) 利用者 CATV 又は CATV とインターネットサービスの加入者であつて、現にサービスを受け、利用料の支払い義務がある者をいう。
- (9) IP アドレス インターネットに接続するための基本的な取決めによって、パソコン 1 台ごとに割り振られる識別番号をいう。
- (10) モデム HFC 方式によるインターネットサービスにおいて、パソコンとの間で電気通信信号の変換等の機能を有する電気通信接続装置(ケーブルモデム)のことをいう。
- (11) 基本サービス インターネットサービスにおいて、加入者ごとに 1 個の IP アドレスを付与し提供するサービスをいう。
- (12) 拡張サービス インターネットサービスにおいて、基本サービス以外で個別に提供するサービスをいう。
- (13) 付加機能 インターネットサービスにおいて、基本サービスに付加する追加機能をいう。

(センターの業務)

第 4 条 センターの業務(以下「サービス」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 自主制作番組を通じた行政広報
- (2) 市民生活への利便情報の提供
- (3) 非常災害及び緊急情報の通報及び連絡
- (4) 放送局(放送法(昭和 25 年法律第 132 号)に定める放送局をいう。)のテレビジョン放送及び FM 放送の再送信
- (5) インターネットへの接続
- (6) その他市長が必要と認めた情報の伝達及び提供

(サービス区域)

第 5 条 サービスは、市全域において行う。

(施設の設置区分)

第 6 条 施設の設置は、次の各号に定める区分による。

- (1) ネットワーク施設は、市が設置する。

- (2) 受信施設は、加入者が負担し、設置する。
 - (3) モデムは、市がインターネットサービス加入者に貸与し、インターネットサービス加入者が負担し、設置する。
- 2 前項の区分により設置した施設は、それぞれの設置者の所有及び管理に属するものとする。ただし、前項第 1 号により市が設置した ONU 及び同項第 3 号により市が貸与したモデムを動作させるために必要な電気料金は、加入者が負担するものとする。また、モデムについては、日常の管理権はインターネットサービス加入者に属するが、所有権及び基本的な管理権については市に属するものとする。

第 2 章 サービス

第 1 節 有線テレビジョン放送

(放送所及び受信所)

第 7 条 センターの業務を行うため、放送所及び受信所を次のとおり設置する。

- (1) 放送所 南丹市園部町小桜町 62 番地 1
- (2) 受信所 南丹市園部町小桜町南丹市園部公園内、園部町小桜町 62 番地 1 及び園部町新町天場 19 番地 1 外

(放送及び番組制作等の依頼)

第 8 条 センター施設等を使用した放送、又は放送番組の制作を依頼しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。
 - (1) その依頼内容が、法令又は放送番組基準に抵触すると認められるとき。
 - (2) 放送施設の業務の支障となると認められるとき。
- 3 市長は、第 1 項の規定により承認した者から、利用料として放送料及び番組制作料を徴収することができる。

(広告及び宣伝放送)

第 9 条 市長は、公益上又は運営上必要と認めるときは、法令、再送信の同意の条件及び番組供給契約等に抵触しない範囲において適正な負担を条件に広告及び宣伝を放送することができる。

(放送番組審議会)

第 10 条 センターが実施する放送番組の適正を図るため、市長の諮問機関として有線テレビ放送番組審議会を置く。

- 2 有線テレビ放送番組審議会の組織、任務その他必要な事項は別に定める。

第 2 節 インターネット接続サービス

(加入の前提)

第 11 条 インターネットサービスの加入に当たっては、CATV の加入者若しくはその利用者でなければならない。

(モデムの設置)

第 12 条 HFC 方式によるインターネットサービス加入者は、市長が指定した機器以外のモデムを設置してはならない。

- 2 モデムは、加入申込みごとに 1 台を貸与する。

- 3 モデムの貸与を受けた者は、次の義務を負うものとする。
 - (1) 貸与されたモデムを入質又は他人に譲渡及び転貸しないこと。
 - (2) モデムを分解又は故意に破損する行為を行わないこと。
 - (3) モデムの設定情報を消失又は変更する行為を行わないこと。
 - (4) 故意又は過失により、モデムを滅失又は損傷したときは、原形復旧に要する費用を負担すること。

第3章 加入及び解約

(加入)

第13条 サービスを受けようとするものは、別に定めるところにより市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合にはインターネットサービスへの加入の承認を行わない場合がある。この場合は、申込みを受理した日から30日以内に、その理由を申込者に文書により通知するものとする。

- (1) 第15条に規定するCATV加入分担金、第18条に規定するCATV利用料及び第22条に規定する引込み工事負担金等のいずれかに滞納があるとき。
- (2) サービス取扱い上、ネットワーク施設の容量に余裕がないとき。
- (3) その他業務の遂行上著しい支障があるとき。

(解約)

第14条 加入者が契約の解除(以下「解約」という。)をしようとするときは、別に市長の定めるところにより届け出なければならない。

- 2 インターネットサービスの解約をしたときは、HFC方式によるインターネットサービス加入者は貸与されたモデムを直ちに市へ返還しなければならない。
- 3 加入者は、解約に必要な実費を負担するものとし、その範囲は別に定める。

第4章 加入分担金、利用料及び減免

第1節 加入分担金

(CATV加入分担金)

第15条 市長は、CATV加入者から、加入分担金として40,000円(消費税相当額を含む。)を徴収する。ただし、市長が指定する加入促進期間中にFTTH方式の新規加入を申し込んだときは20,000円(消費税相当額を含む。)とする。

- 2 4戸以上の集合住宅等において、入居者が共同して、又は家主が加入申込みをする場合の分担金は、市長が認定するその集合住宅等の入居可能戸数に1戸当たり10,000円(消費税相当額を含む。)を乗じて得た金額とする。ただし、市長が指定する加入促進期間中にFTTH方式の新規加入を申し込んだときは1戸当たり5,000円(消費税相当額を含む。)を乗じて得た金額とする。

(インターネットサービス加入分担金)

第16条 市長は、インターネットサービス加入者から、加入分担金として、1加入につき5,000円(消費税相当額を含む。)を徴収する。

(分担金の納付)

第 17 条 分担金は、市長の指定した期間内に納入するものとする。

2 CATV 加入者又はインターネットサービス加入者が受信施設を利用しなくなった場合でも納付した分担金は還付しない。

第 2 節 利用料

(CATV 利用料)

第 18 条 市長は、CATV 加入者から利用料として HFC 方式による場合は月額 1,000 円(消費税相当額を含む。)、FTTH 方式による場合は月額 1,500 円(消費税相当額を含む。)を徴収する。ただし、サービスを開始した日の属する月の翌月から起算して解約があった日の属する月までの期間について徴収するが、サービス開始の月内に解約した場合は当月分を徴収する。

2 4 戸以上の集合住宅等において、市長が認定するその集合住宅等の入居可能戸数の全戸数分について、その年額利用料を一括して家主があらかじめ納付することを申し出た場合にあっては、その年額利用料は、その集合住宅等の入居可能戸数に、1 戸当たり月額利用料に 0.9 を乗じた金額の 12 月分を乗じて得た金額とすることができる。

(インターネットサービス利用料)

第 19 条 市長は、インターネットサービス加入者から利用料として次の各号に掲げる利用料を徴収する。ただし、サービスを開始した日の属する月の翌月から起算して、解約があった日の属する月までの期間について徴収するが、サービス開始の月内に解約した場合は当月分を徴収する。

(1) 基本サービス 1 加入につき HFC 方式による場合は月額 2,500 円(消費税相当額を含む。)、FTTH 方式による場合は月額 3,000 円(消費税相当額を含む。)とする。

(2) 拡張サービス サービスに応じて別に定める。

(3) 付加機能 機能に応じて別に定める。

第 3 節 減免

(CATV 加入分担金及び CATV 利用料の減免)

第 20 条 市長は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により、生活扶助を受けている者、その他市長が特に必要があると認めた者については、第 15 条に規定する CATV 加入分担金及び第 18 条に規定する CATV 利用料の全部又は一部を減免することができる。

2 市長は、前項により減免を認めた場合にあっては、その後の加入者の利用状況等の変更により減免の許可を取り消す場合がある。

第 5 章 費用負担

(送信施設の変更と費用負担)

第 21 条 CATV 加入者、インターネットサービス加入者又は関係者の都合により送信施設の設置場所を移転し、変更しなければならない場合が生じたときは、市長に承認を得なければならない。

2 前項の変更により要した費用は、加入者又は関係者が実費を負担する。

(工事の費用負担)

第 22 条 第 6 条、第 15 条及び第 16 条の規定にかかわらず、加入者又は次条第 2 項の規定により加入者の権利義務を継承した者(以下「継承者」という。)が、加入又は権利義務継承に伴う引

込み工事に要した費用は、当該加入者又は継承者が実費を負担する。ただし、市長が指定する加入促進期間中に FTTH 方式の新規加入を申し込んだときは第 15 条及び第 16 条の分担金をこれに充てるものとする。

- 2 前項の他に幹線又は分配線の延長工事が必要な場合は、工事に要した費用は加入者又は継承者が負担する。
- 3 加入者又は継承者が CATV 施設の利用を止めたときは、引込み線の取り外し工事に要した費用は当該加入者又は継承者が 1 件につき 1,000 円を負担する。
- 4 前各号のほか、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例(平成 18 年南丹市条例第 200 号)に定める開発行為等により送信施設の設置が必要な場合には、当該工事費については、開発行為者等が負担する。

第 6 章 加入者等の責務

(権利の譲渡等)

第 23 条 加入者は、この条例に定める権利を他人に譲渡しようとするときは、その旨を市長に申し出て承認を得なければならない。ただし、インターネットサービスを受ける権利は他人に譲渡することはできない。

- 2 前項の権利の譲渡を受けた者は、加入者の権利義務を継承するものとする。

(送信施設設置のための便宜供与)

第 24 条 加入者は、送信施設の設置のため必要があるときは、加入者の所有若しくは占有する土地、家屋及び構築物について、あらかじめ利害関係人の承諾を得て、その設置のための便宜を供与しなければならない。

(施設の保全義務)

第 25 条 加入者は、送信施設及び受信施設等の施設(以下「この施設」という。)に異常を発見したときは、直ちにその状況を報告しなければならない。

- 2 市長は、この施設に障害が生じ、又は破損したときは速やかに調査し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 この施設の補修は、施設の負担区分に応じて負担する。ただし、モデムについては第 12 条第 3 項の定めに反しない限り、市がその費用を負担するものとする。

(立入りへの協力義務)

第 26 条 利用者は、市又は市が指定する者が、送信施設の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物、その他工作物等への立入りを求めたときは、これに協力しなければならない。

第 7 章 利用の停止等

(利用の停止等)

第 27 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を停止し、又は加入の承認を取り消すことができる。

- (1) 加入者がこの条例に違反したとき。
- (2) 利用料を納期から 1 箇月以上にわたり納付しないとき。
- (3) この施設の管理上、特に支障があるとき。

- (4) 公益の確保のため、特に必要があるとき。
 - (5) 市長が別に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項により利用の停止又は利用の承認を取り消したときは、貸与したモデムを回収するものとする。
- 3 前項の規定により施設の利用停止又は加入の承認を取り消すときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ加入者に通知するものとする。
- 4 事故等によりサービスを引き続き 10 日以上行うことができなかつた月分の利用料は、第 18 条及び第 19 条の規定にかかわらず徴収しないものとする。

(損害賠償の免除)

第 28 条 市長は、サービスの中断及びサービスに起因して利用者が損害を受けた場合にあっては、一切の損害賠償に応じないものとする。

(サービスの終了)

第 29 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サービスの一部又は全部を終了させることがある。

- (1) 地域間の情報通信環境の格差が是正され、市が本サービスを提供する意義がなくなったとき。
- (2) 加入者が著しく少なく、サービスの運営が困難なとき。
- (3) その他、市長がサービスの停止をせざるを得ないと判断したとき。

2 前号によりサービスを終了しようとするときは、終了予定日の 6 箇月前までに加入者全員に文書により通知するものとする。

(損害の賠償)

第 30 条 何人もネットワーク施設を故意又は過失によって損傷したときは、原形復旧等に要する費用及び損害を賠償しなければならない。

第 8 章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第 31 条 市長は、この施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、この施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 この施設の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続き等は、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 18 年南丹市条例第 238 号)の定めるところによる。
- 3 この施設の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、第 4 条に定めるところとする。
- 4 指定管理者が行う施設の管理の基準は、第 8 条から第 9 条、第 12 条から第 23 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条及び第 30 条に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、各条中「市長」は「指定管理者」と読み替えるものとする。

(分担金、利用料金及び工事負担金の納入)

第 32 条 この施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 8 条及び第 15 条から第 19 条の規定にかかわらず、加入者は、指定管理者に分担金及び利用料金を納入するものとする。また、第

- 21 条及び第 22 条各項に規定する工事等に要する負担金は、指定管理者に納入するものとする。
この場合において、第 8 条、第 18 条及び第 19 条中「利用料」とあるのは「利用料金」とする。
- 2 利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、第 18 条及び第 19 条に定める金額を超えない範囲において、指定管理者が定めることができる。
 - 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - 4 利用料金及び工事に要する負担金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

第 9 章 委任

(委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 南丹市情報センター条例(平成 18 年南丹市条例第 23 号)、南丹市マルチメディアセンター条例(平成 18 年南丹市条例第 24 号)及び南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例(平成 18 年南丹市条例第 25 号)は廃止する。